## 平成30年3月(第4回)教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成30年3月20日(火)17:00~18:10 宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長 田村賢二郎 委員 山野あい子 委員 川﨑 裕美 委員

3. その他議場に出席した者

大下教育部長、佐貫理事、唐沢教育次長、松田教育次長、床本総務課長、網本 学校教育課長、森田学校教育課長同格、古富特別支援教育推進室長、佐々木学 校安心支援室長、吉村社会教育課長、神代学校給食課長、藤井学校教育課長補 佐、小林総務課長補佐、東野総務係長

- 4. 傍聴者 なし
- 5. 趣 旨
- 教 育 長: ただいまから、平成30年3月20日の第4回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、三原委員欠席の報告がありましたが、委員数が過半数となっていますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長: 続いて、今回の資料とあわせて送付しました2月20日の第2回の議事録に ついてですが、御意見等ありましたでしょうか。

(全委員異議なし)

- 教 育 長: それでは、第2回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただ きます。
- 教 育 長: 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は 川﨑委員にお願いします。
- 教 育 長: 本日の議題は、「議案第7号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正の件」、「議案第8号 宇部市教育委員会職務権限規程の一部改正の件」、「議案第9号 宇部市教育委員会公印規則の一部改正の件」、「議案第10号 宇部市教育委員会職員職名規程の一部改正の件」、「議案第11号 宇部市視聴覚教育センター条例施行規則の廃止の件」、「議案第12号 見初小学校・神原小学校の統合について」の6件と、その他の事項として、「平成29年度における特色ある教育に取り組む学校表彰について」、「寄附の報告について」の2件となっております。
- 教 育 長: では、始めに、「議案第7号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規 則の一部改正の件」、事務局からの説明をお願いします。
- 事務局: 「議案第7号 宇部市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正の件」について、説明します。

今回の規則改正につきまして、まず始めに経緯を説明します。この度第四次宇部市総合計画後期実行計画に基づく施策を効率的かつ効果的に執行する体制とするため、大幅な組織の見直しが行われました。この見直しの中で、若者や子どもの未来が輝く社会をめざすため、子育てや若い世代を支援する組織として、こども・若者応援部が新たに設置されたものです。この部の中にありますこども・若者応援課に社会教育課の成人式や、青少年会館に関する事務が移管されることとなりました。また、保育幼稚園学童課に学校教育課の幼稚園に関する事務が移管されました。これに伴い教育委員会事務局も組織の見直しを行い、室として設置されていた特別支援教育推進室と学校安心支援室を統合して教育支援課としています。また、コミュニティ・スクールを推進する組織として、新たにコミュニティスクール推進課に名称を変更します。以上の組織の見直しに伴い、関係する規則の改正を行うものです。それと、課長補佐の職名を副課長とする改正が市長部局でありますので、これにあわせて関係箇所を改正します。

教 育 長: 御意見、御質問はありませんか。

委員: 社会教育課がコミュニティスクール推進課になるということですが、これまでの社会教育課の事業は、コミュニティスクール推進課が行うということでよろしいですか。

事 務 局: 成人式や青少年会館に関する事務など一部は市長部局に移管されますが、社会教育に関することなどはコミュニティスクール推進課に引き継ぎます。

委 員: 個人的な感想になりますが、業務内容と名称に違和感があり、少し分かりに くいように感じます。

教 育 長: 名称にそぐわない業務を行うときに違和感を感じる声もあるでしょうが、宇 部市が重点的に取り組むコミュニティ・スクールを象徴する課として、丁寧に 説明していければと思います。

委 員: こども・若者応援部を設置と言われましたが、この規則のどこに記載されて いますか。

事務局: こども・若者応援部は、市長部局のためこの規則には記載されていません。

教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「議案第7号 宇部市教育委員会事務局の 組織等に関する規則の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

教 育 長: 次に、「議案第8号 宇部市教育委員会職務権限規程の一部改正の件」について、事務局から説明をお願いします。

事務局: 職務権限規程につきましては、教育委員会で業務を行う際の決裁区分などを 整理した規程ですが、先ほど申しました事務の見直しに伴い、所要の改正を行 うものです。

教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「議案第8号 宇部市教育委員会職務権限 規程の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

教 育 長: 次に、「議案第9号 宇部市教育委員会公印規則の一部改正の件」について、

事務局から説明をお願いします。

- 事 務 局: 「議案第9号 宇部市教育委員会公印規則の一部改正の件」について、説明します。これは、電子印影を作成する際に、ICT推進課長と協議することとされていましたが、市長部局の組織改正により、ICT推進課長がICT・地域イノベーショングループリーダーとなったため所要の改正を行うものです。また、宇部市視聴覚センター条例が廃止されることに伴い、宇部市視聴覚教育センター所長之印の箇所を削除するものです。
- 教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。
- 教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「議案第9号 宇部市教育委員会公印規則 の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。
- 教 育 長: 次に、「議案第10号 宇部市教育委員会職員職名規程の一部改正の件」に ついて、事務局から説明をお願いします。
- 事務局:「議案第10号 宇部市教育委員会職員職名規程の一部改正の件」について、 説明します。これは、現在、職員が配置されていない養護婦を削除し、給食調 理業務に、この度栄養士の資格を持つ職員を配置することとしましたのでその 職名を栄養士とし、これを追加します。また、市長部局の改正にあわせて、補 職名の課長補佐を副課長に、室長補佐を副室長に変更しています。
- 教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。
- 教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「議案第10号 宇部市教育委員会職員職 名規程の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。
- 教 育 長: 次に、「議案第11号 宇部市視聴覚教育センター条例施行規則の廃止の件」 について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局:「議案第11号 宇部市視聴覚教育センター条例施行規則の廃止の件」について、説明します。2月の教育委員会会議で承認された、宇部市視聴覚教育センター条例の廃止について、3月市議会に上程したところですが、これに関連する宇部市視聴覚センター条例施行規則について、合わせて廃止とするものです。
- 教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。
- 教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「議案第11号 宇部市視聴覚教育センタ ー条例施行規則の廃止の件」について、原案のとおり承認します。
- 教 育 長: 次に、「議案第12号 見初小学校・神原小学校の統合について」ですが、 この件については、11月に協議を開始し、7回にわたる協議の中で、委員の 皆さんには率直なご意見をいただき、議論を尽くしてきたところですが、本日 教育委員会としての結論を出したいと考えています。それでは事務局から説明 をお願いします。
- 事 務 局: 学校教育課から説明します。これまで想定されるあらゆるケースについて検討を行ってきました。ほぼ意見も出尽くしたということで、これまでの協議を総合的に踏まえながら、1月に事務局案を提案させていただきました。この事務局案の確認ですが、第1点として見初小学校の教育環境の充実、第2点として、琴芝校区からの要望があれば真摯に対応していく、第3点として、義務教育学校の設置も視野に入れて、統合の問題とは切り離して、小中一貫教育を推

進していく、の3つの点に配慮しながら、しばらくは学校の教育環境や地域の動向を注視していくというものです。これを持って統合問題が終了というわけではなく、今後起こりうる様々な動きに柔軟に対応していく可能性を残した案であることを確認しておきたいと思います。この事務局案については、市議会文教民生委員会にも報告し、助言もいただきました。本日は、これまでの協議内容を総合的に判断していただいて、教育委員会としての決定をお願いしたいと思います。

教 育 長: 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員: 琴芝校区の動向について教えてください。

事務局: 上宇部中学校の拡大学校運営協議会や琴芝小学校PTA、琴芝校区自治会長会議で統合に関する協議が行われています。琴芝校区住民説明会も予定されていると聞いています。

委 員: 統合の機運についてはいかがでしょうか。

事務局: 正式には把握していません。

教 育 長: 琴芝校区関係者と話した際に、校区の意見としてまとまったときは、後で撤回することのないようにお願いしました。また、神原校区関係者から、琴芝校区がまとまる可能性が出てきたとの話がありました。私からは3校区が100%まとまって来られたらスタートラインに立ちますと伝えました。

委員: 以前は、将来を見据えて3小1中が良いのではないかと申しましたが、30年先の宇部市全体を見据えるのが理想ではあっても、現実を冷静に見ると、事務局案で収めるべきなのかなと思います。

委 員: 見初小学校への人的支援は4月から始められるのでしょうか。

事務局: 宇部市全体の状況を見ながら、取り掛かれるところは、取り組んでいきたい と考えています。

事務局: 今現在、見初小学校に課題があるというわけではなく、将来的に課題が生じるようになれば対応していかなければならないということです。宇部市全体を見ながら適切に対応したいと考えています。

委員: 3校区がまとまればスタート地点に立つということですが、3校区のコミュニティが対象となっていると思いますが、3小1中となったときに、神原中学校の意見は入ってくるのでしょうか。小学校だけで盛り上がっているようなイメージになって、神原中学校は反対だったように思いますが、いかがでしょうか

事 務 局: 地域の説明会や学校運営協議会には連携の学校も参加していますが、神原中学校の現在の意見は把握していませんが、3校区がまとまるということは当然中学校の方の意見も交えての集約であると考えています。

委員: 見初小学校の児童数や家庭数も少なくなってくれば、地域の協力が必須となってくると思いますが、見初地域は、協力的な方が多いのでしょうか。

事務局: 校長とよく話をするのですが、皆さん協力的だとのことです。それでも子どもの数や家庭数が減少していますので、行事や除草作業のときは、人手が足りないということはあるようです。

委 員: 教員の数も限られていると思いますので、地域の方の協力が欠かせないと思いますのでそのあたりのフォローが必要だと思います。

教 育 長: そろそろ意見の集約を図りたいと思いますが、事務局案を承認ということで よろしいですか。

委員: 止むを得ないという感じではありますが、承認とします。

委 員: 事務局案を承認します。

委 員: 事務局案を承認します。

教 育 長: それでは、「議案第12号 見初小学校・神原小学校の統合について」、原 案のとおり承認します。

教 育 長: 次に、「その他の事項として、「平成29年度における特色ある教育に取り 組む学校表彰について」、事務局から説明をお願いします。

事務局: 「平成29年度における特色ある教育に取り組む学校表彰について」、説明します。4月の校長集会において、各学校が取り組む特色ある教育について、選考基準に照らして特に大きな成果を上げているものを表彰します。今年度は、鵜ノ島小学校の「「うのしま3世代交流ふれあい農園」を活用した地域人材との交流活動」と厚南小学校の「学校運営協議会の取組から広がる家庭や地域とのつながり「我が家の簡単☆朝食レシピ」コンテストを通して」、楠中学校の「地域や伝統・文化を生かした教育の推進」の3校を候補としています。

教 育 長: 御意見、御質問はありませんか。

委員: 鵜ノ島小学校の農園は校内の敷地にあるものですか。

事務局: そうです。鵜ノ島小学校は食育に力を入れており、作るところから、学校全体を通して行っています。

委員: 楠中学校の取組で彫刻の清掃活動がありますが、彫刻教育の一環として良い事だと思います。こうしたことを他の学校でも取り入れていただき、彫刻清掃をするととても良いと思います。彫刻ファンクラブという団体で、春分の日と秋分の日の年2回、彫刻清掃を行っていますが、雨が降ると中止になり、半年延期されるので、学校で取り入れていただければと思います。

事務局:楠中学校は、小中一貫教育モデル校として、伝統文化を活用した教育を軸とするということで、そうした輪を広げていきたいと考えています。

委員: 赤間硯について、山口ゆめ花博で、山口県内の市町それぞれの特色ある花器を使って華を活けるイベントがありますが、宇部ではこれといったものがなかったのですが、赤間硯の石を並べてその中に活けるということになりました。宇部だと赤間硯が代表になるということで、しっかり取り組んで、皆で価値観を共有できるようお願いします

教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、「寄附の報告について」、お願いします。

事務局: 2月分寄付について、2月9日、山口県学校保健予防会から特別支援学級在籍児童生徒の情操教育の充実のためとして500,000円の御寄附がありました。2月13日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金として3,000円の御寄附がありましたので報告します。

教 育 長: 他になにかありますか。

事務局: 平成30年宇部市学校教育推進のための指針について、前回までのご指摘を 基に、最終案を作成しましたのでご報告します。

委員: 表の15の重点取組事項と裏面の15の項目とは関連がないのですか。

事務局: それぞれ別のもので、関連しているものではありません。

委員: 初版には有ったのですが、生活習慣の改善という項目がなくなり、家庭学習 の定着に含まれたのかなと思いますが、メディアコントロールは必要なのでは ないかと思います。

事務局: メディアコントロールは家庭学習の一貫として、市PTA連合会が、主体となって進めてきた経緯があります。表現については、検討したいと思います。

委 員: 以前のものより具体的になって、教員にもより分かりやすくなったと思います。

教 育 長: よろしいでしょうか。それでは、御指摘のありました件については、事務局 で検討して、これが最終案とさせていただきます。

教 育 長:その他なにかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長: 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。